処遇改善支援補助金について

【給与改善と支給額の基準】

● 今回は、報酬とは別の補助金のシステムを用いること

としているが、速やかに補助金を交付する観点から、総報

酬に交付率を乗じることで交付額を算出。（各介護サービ

ス種類ごとの介護職員数に応じて、補助金支給額は給与

の３％程度（月9,000円相当）が想定されているが、必

ずしも1人9,000円とならない）10月以降の加算率に

ついては、調整・検討予定。

● **実際の給与改善額が申請額以上である必要**があります。

● 基本給の賃上げ幅は賞与額にも連動する点を踏まえる

必要があります。

● **支給された額は、事業所の判断により、介護職員以外に**

**も配分することが可能**であり、その場合は1人当たりの

額は下がります。

＜補助金額＞  
　サービスごとの補助率は参考資料の通り。介護老人福祉施設の場合は、1.4％×施設・事業所の総報酬をかけると補助額を算出できる。

＜取得要件＞  
・処遇改善加算1～3のいずれかを取得している事業所

・上記かつ、**令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っている**。

・**２月（遅くとも3月末まで）に賃金引上げを実施**しなければなりません。

・賃上げ効果の継続に資するよう、**補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」）の引上げに使用**することを要件とする（4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、**就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能**とする。）

＜申請・交付スケジュール＞  
・賃上げ開始月（2・3月）に、（事業所は、**県に賃上げを実**

**施した旨の用紙を提出**。メール等での提出も可能）

・実際の申請は、県における準備等を勘案し、**令和4年4**

**月から受付、6月から補助金を毎月分交付**

（課題）

●　申請・届出は3回のみとされている中で、支給が毎月

行われる点の処理がまだ不明です。

●　2月に給与の引き上げをして補助金がはじめて支給さ

れる6月までの間の**5か月間は、引き上げ分について事**

**業主による資金運用が必要**になります。

● 令和４年10月以降は、介護職員処遇改善加算の上乗せ

として措置されることとなると、介護職員処遇改善加算

は介護職員以外が対象外となるため、それらの職員の給

与改善は9月末までになってしまう問題があります。

●介護職員処遇改善支援補助金

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000872481.pdf>

●サービス区分別交付率

|  |  |
| --- | --- |
| サービス区分 | 交付率 |
| 通所介護 | 1.0％ |
| （介護予防）通所リハビリテーション | 0.9％ |
| 介護老人福祉施設 | 1.4％ |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 1.4％ |
| （介護予防）短期入所生活介護 | 1.4％ |
| 介護老人保健施設 | 0.8％ |
| （介護予防）短期入所療養介護 | 0.8％ |